公告 2021 年度第１６号
2022 年 3 月 18 日

組合員各位

近森会健康保険組合
理事長　近森　正幸

規程の一部変更について

近森会健康保険組合の規程について、下記の通り一部変更がありましたので公告します。

記

○個人情報保護管理規程

施行日：令和４年４月１日

規程新旧対照表　（変更条文のみ抜粋）

１．個人情報保護管理規程

新	旧
（個人情報の利用目的の特定と公表等） 第３条　（第１項　略） ２　組合は、法第２７条第１項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表２により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 （削除）	（個人情報の利用目的の特定と公表等） 第３条　（第１項　略） ２　組合は、あらかじめ本人の同意なく別表２により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。 ３　前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。 一　法令に基づく場合 二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

	三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき 四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3　第１項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第９条に定める利用範囲において特定しなければならない。 4　第２項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第９条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。	4　第１項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第９条に定める利用範囲において特定しなければならない。 5　第２項、第３項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第９条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。
（個人情報の第三者への提供） 第４条　法第２７条第１項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第５項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 （第２項　略） 3　法第２７条第１項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第１号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から３年間保存しなければならない。 4　法第２７条第１項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第２号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から３年間保存しなければならない。	（個人情報の第三者への提供） 第４条　法第２３条第１項各号に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第５項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 （第２項　略） 3　法第２３条第１項に定める除外事項等ガイダンスⅢ７（１）に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第１号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から３年間保存しなければならない。 4　法第２３条第１項に定める除外事項等ガイダンスⅢ８（１）に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第２号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から３年間保存しなければならない。
（個人情報の適正な取得及び正確性の確保） 第５条　（第１項～第２項　略）	（個人情報の適正な取得及び正確性の確保） 第５条　（第１項～第２項　略）

３　法第２０条第２項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 （第６条～第２１条　略） （漏えい等の事故にかかる対策） 第２２条　組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 ２　漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ６に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 附則　この規程は、平成２１年１０月１日から適用する。 この規程の改正は、平成２５年８月１日から施行する。 この規程の改正は、平成２８年４月１日から施行する。 この規程の改正は、平成２９年５月３０日から施行する。 この規程の改正は、令和２年１０月１日から施行する。※（別表 1） この規程の改正は、届出の日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。※（別表 2） この規程の改正は、令和４年４月１日から施行する。	３　法第１７条第２項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。 （第６条～第２１条　略） （漏洩等の事故にかかる対策） 第２２条　組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 ２　漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ４（５）に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。 附則　この規程は、平成２１年１０月１日から適用する。 この規程の改正は、平成２５年８月１日から施行する。 この規程の改正は、平成２８年４月１日から施行する。 この規程の改正は、平成２９年５月３０日から施行する。 この規程の改正は、令和２年１０月１日から施行する。※（別表 1） この規程の改正は、届出の日から施行し、令和３年１０月１日から施行する。※（別表 2）

２．個人情報保護管理規定様式１号・２号

新（改定後）

（様式第１号）

①提供年月日	②提供した第三者			③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名（法人のみ）			

注：

１．本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

２．③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

３．本様式に記録した事項は①の年月日から起算して３年間保存するものとする。

旧（改訂前）

（様式第１号）

①提供年月日	②提供した第三者	③個人情報により識別される本人	④個人情報の項目	⑤本人同意年月日

注：

１．本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

２．②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

３．本様式に記録した事項は①の年月日から起算して３年間保存するものとする。

新（改定後）

（様式第２号）

①提供年月日	②提供を受けた者			③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意の有無
	氏名又は名称	住所	代表者氏名（法人のみ）				

注：

１．本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

２．④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

３．本様式に記録した事項は①の年月日から起算して３年間保存するものとする。

旧（改訂前）

（様式第２号）

①提供を受けた年月日	②提供を受けた者	③データ取得の経緯	④個人情報により識別される本人	⑤個人情報の項目	⑥本人同意年月日

注：

１．本様式は紙、データ様式のいずれかとする。

２．②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。

３．本様式に記録した事項は①の年月日から起算して３年間保存するものとする。